

○宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例施行規則

令和 7 年 3 月 25 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（令和 7 年条例第 17 号。以下「条例」という。）第 33 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業者が講ずるよう努める措置)

第 2 条 条例第 4 条第 3 項に規定する市長が定める必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事業の計画初期の段階から十分な情報提供を行う等、設置事業等について地域住民等の理解を得られるよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 自然環境及び景観等の保全、災害の未然防止並びに地域住民等の安全で安心な生活環境の確保の観点から、設置事業に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- (3) 設置事業の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん、廃棄物等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- (4) 太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他発電事業の廃止に要する費用を、発電事業開始当初から計画的に積み立てる等の方法により確保すること。
- (5) 設置事業の工事に着手する日から当該設置事業に係る発電事業を廃止する日までの間、当該設置事業及び発電事業の実施に起因して生じた第三者の損害を填補する保険又は共済に加入すること。
- (6) 設置事業の工事に着手する日から当該設置事業に係る発電事業を廃止する日までの間、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害による太陽光発電施設の修繕、撤去又は処分に備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入すること。
- (7) 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波又は反射光等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること。
- (8) 太陽光発電施設の防犯対策の観点から、第三者の侵入等を確認するための措置を講ずること。

(保全区域)

第3条 条例第8条第1項に規定する市長が定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財，同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物及び同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項本文又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林及び同法第41条第1項の規定により指定された保安施設地区
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち，市街化調整区域内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条に規定する農地
- (4) 農地法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち，前号に掲げる農地以外のもの
- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の規定により定められた河川区域及び同法第56条第1項の規定により指定された河川予定地
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (7) 栃木県文化財保護条例（昭和38年栃木県条例第20号）第4条第1項の規定により指定された栃木県指定有形文化財及び同条例第31条第1項の規定により指定された栃木県指定史跡，栃木県指定名勝又は栃木県指定天然記念物
- (8) 宇都宮市文化財保護条例（昭和31年条例第20号）第4条の規定により指定された宇都宮市指定文化財

(事前協議)

第4条 条例第9条第1項の規定による協議は，事業計画事前協議書に次に掲げる書類を添えて，市長に提出する方法により行うものとする。

- (1) 第7条第2項に規定する書類
 - (2) 第10条第1項各号に掲げる書類
- 2 市長は，事業計画事前協議書の提出があったときは，必要に応じ，その職員に，当該事業区域を調査させるものとする。
- 3 条例第9条第2項の規定による指導及び助言をするときは，審査（指導・助言）通知書により通知するものとする。

- 4 前項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容を同項の規定により通知された内容に適合させるために関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。
- 5 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、その内容を十分検討し、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に適合する見込みがなく、当該協議を取り下げようとするときは、事前協議取下書を市長に提出するものとする。
- 6 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に適合する見込みとなり、当該協議を継続しようとするときは、審査（指導・助言）通知事項回答書を市長に提出するものとする。
- 7 市長は、条例第9条第1項の規定による協議が終了したときは、事前協議終了通知書を申請予定事業者に通知するものとする。
- 8 申請予定事業者は、第1項の規定により提出した事業計画事前協議書の内容を変更しようとするときは、事前協議内容変更届出書に変更しようとする内容が確認できる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（事業計画の届出）

第5条 条例第10条の規定による届出は、事業計画届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 第7条第2項に規定する書類
- (2) 第10条第1項第3号から第8号まで、第10号から第12号まで、第16号及び第18号に掲げる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（事業計画変更の届出）

第6条 条例第11条の規定による変更の届出は、事業計画変更届出書に前条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて行うものとする。

- 2 条例第11条ただし書に規定する市長が定める軽微な変更は、第13条第1項第1号から第3号までに掲げるものとする。

（説明会等の実施）

第7条 条例第12条第1項の規定による説明会は、次の各号のいずれかに該当する場合に実施しなければならない。

- (1) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット以上である場合

- (2) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット未満であって、事業区域の一部又は全部が、条例第8条第1項に規定する保全区域に含まれる場合
- (3) 太陽光発電施設の合計出力が50キロワット未満であって、営農型太陽光発電施設を設置しようとする場合
- 2 説明会等を実施しようとする事業者は、あらかじめ説明会等実施計画書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 予定する説明会等の配付資料
 - (2) 事業区域や定量基準に基づく説明会等を実施する範囲が分かる地図等
- 3 説明会を実施しようとする事業者は、説明会の実施を予定する日時、場所その他必要な事項を説明会の実施を予定する日の14日前までに、地域住民等に対して通知するものとする。
- 4 説明会を実施しようとする事業者は、条例第12条第1項の規定による説明会において、次に掲げる事項を説明するものとする。
 - (1) 事業計画等の概要
 - (2) 設置事業等に係る関係法令の規定の遵守に関する事項
 - (3) 事業区域内の土地の所有権その他の使用の権原の取得に関する事項
 - (4) 設置事業に係る工事の概要
 - (5) 事業者（主な出資者を含む。）に関する事項
 - (6) 設置事業等が周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼすおそれのある影響並びにその予防措置の内容
 - (7) 設置事業等に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
- 5 説明会等を実施した事業者は、当該説明会等を実施した日から起算して14日を経過した後、速やかに説明会等実施報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 説明会等で配付した資料
 - (2) 条例第12条第2項の規定による事業計画等に関する意見の申出があった場合、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）の写し及び当該意見に対する事業者の見解を記した書面（以下「見解書」という。）の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 6 条例第12条第1項ただし書の規定による周知は、事業区域の境界から水平距離が

100メートルの範囲内に居住する者に対して実施することとし、第4項各号に掲げる事項を周知するものとする。

(意見の申出)

第8条 条例第12条第2項の規定による意見の申出は、説明会等を実施した日から起算して14日以内に、事業者に対し意見書を提出して行うものとする。

(地域住民等との協議)

第9条 条例第12条第3項の規定による協議は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に当該意見書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、見解書を提出して行うものとする。

2 事業者は、前項の規定により見解書を提出するときは、申出者の理解を得るためにその内容を十分に説明するものとする。

(設置事業の許可)

第10条 条例第13条の規定により設置事業の許可を受けようとする者は、設置許可申請書に次に掲げる書類及び事前協議終了通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業者の住民票の写し（当該事業者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

(3) 事業区域の位置図

(4) 事業区域の区域図

(5) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書

(6) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表

(7) 事業区域内の土地に係る公図の写し

(8) 土地利用計画平面図

(9) 土地求積図

(10) 太陽光発電施設を構成する設備の構造図

(11) 事業区域内に設置する工作物の構造図

(12) 造成計画平面図及び断面図

(13) 排水計画平面図及び断面図

(14) 擁壁の背面図及び断面図

(15) 立地環境に関する概要書

(16) 関係法令手続状況報告書

(17) 太陽光発電施設の設置に係る条例第8条第2項第1号から第12号までに掲げる区域の許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を受けていることを示す書類（設置許可の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合は、この限りでない。）

(18) 維持管理等計画書

(19) 事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、許可をするときは許可通知書により、許可をしないときは不許可通知書により当該事業者へ通知するものとする。

3 事業者は、設置許可の申請を取り下げようとするときは、設置許可申請取下書を市長に提出するものとする。

（許可の基準等）

第11条 条例第14条第1項第1号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が十分に採られていること。

(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が太陽光発電施設の設置、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。

(3) 事業区域に希少野生動植物種の個体が生息・生育している場合は、当該希少野生動植物種の保護に配慮した事業計画となっていること。

(4) 設置事業が希少野生動植物種の営巣等に影響を与えるおそれがあるときは、当該希少野生動植物種に配慮した事業計画となっていること。

2 条例第14条第1項第2号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設を構成する設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。

この場合において、色彩については、宇都宮市景観条例（平成19年条例第82号）第4条第1項の規定に基づく景観計画の基準に適合していること。

- (2) 事業区域と隣接する土地との間に、別表に定める緩衝帯が設けられていること。
- (3) 太陽光発電施設を構成する設備が次に掲げるいずれかの柵塀等により周辺の道路等の公共空間から見えないよう修景を施すこと。

ア 生垣

イ 柵、フェンス等

ウ 塀（組積造の塀を設置する場合は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条の規定に、補強コンクリートブロック造の塀を設置する場合は同令第62条の8の規定に適合していること。）

3 条例第14条第1項第3号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定される土砂災害警戒区域又は同法第9条第1項の規定により指定される土砂災害特別警戒区域が含まれる場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項の基準に適合する擁壁が設置されていること。
- (2) 事業区域に水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域が含まれる場合は、洪水及び浸水対策が講じられていること。

4 条例第14条第1項第4号の市長が定める基準は、事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであることとする。

5 条例第14条第1項第5号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を事業区域外へ流出させることがないよう必要な排水機能を有していること。
- (2) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

6 条例第14条第1項第6号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 第三者が事業区域内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等（組積造の塀を設置する場合は建築基準法施行令第61条の規定に、補強コンクリートブロッ

ク造の塀を設置する場合は同令第62条の8の規定に適合しているもの)を設置すること。ただし、第2項第3号イ又はウに掲げる柵塀等を設置する場合において、当該柵塀等がこの号に定める基準に適合すると認めるときは、この限りでない。

- (2) 前号に規定する柵塀等(同号ただし書に規定する第2項第3号イ又はウに掲げる柵塀等を設置する場合における柵塀等を含む。)については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いて出入口に施錠等を行うこと。

7 条例第14条第1項第7号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域は、工事車両等の通行に支障のない幅員を有している道路等に接していること。
- (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

8 条例第14条第1項第8号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項に規定する埋蔵文化財の埋蔵されている土地が含まれる場合は、当該埋蔵文化財を保護する措置が講じられていること。
- (2) 事業区域に文化財保護法第134条第1項の規定により選定された重要文化的景観に係る区域が含まれている場合は、当該重要文化的景観を保護する措置が講じられていること。

9 条例第14条第1項第9号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設を構成するパワーコンディショナーその他の設備からの騒音により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう必要な措置が講じられていること。
- (2) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電施設が設置される場合は、低反射の太陽光パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (3) 太陽光発電施設を構成する設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が地域住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

10 条例第14条第1項第10号の市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設の定期的な維持管理及び補修を行う体制並びに非常時の体制が整備されていること。
- (2) 太陽光発電施設の廃棄その他発電事業を廃止する際の太陽光発電施設の取扱いに関する適切な計画が整備されていること。

(3) 事業区域内の土地の所有権その他の使用の権原を有すること又はこれらの権原を確実に取得することが認められること。

(4) 設置事業等の実施に必要な関係法令及び他の関係法令に基づく許認可の取得状況が確認できること。

(変更許可の申請)

第12条 許可事業者が、条例第15条第1項の変更許可を受けようとするときは、事業変更許可申請書に第10条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合における許可又は不許可の通知については、第10条第2項の規定を準用する。

(設置許可に係る軽微な変更)

第13条 条例第15条第1項ただし書の市長が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の役職及び氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更

(2) 工事施工事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の役職及び氏名並びに主たる事務所の所在地）の変更

(3) 設置事業の工事着手若しくは完了予定年月日又は発電事業の開始若しくは終了予定年月日の変更

(4) その他市長が認めるもの

2 条例第15条第2項の規定による届出は、軽微変更届出書によるものとする。

(標識)

第14条 条例第16条の市長が定める標識は、次に掲げる事項を記載した標識とする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の役職及び氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに連絡先

(2) 太陽光発電施設の名称

(3) 事業区域の所在地

(4) 太陽光発電施設の合計出力

(5) 発電事業の開始年月日及び終了予定年月日

(6) 太陽光発電施設の維持管理を行う者の氏名（法人にあってはその名称並びに代表者

の役職及び氏名）及び連絡先

- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

（関係書類の閲覧）

第15条 許可事業者は、条例第17条の規定により関係書類の閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（着手の届出）

第16条 条例第18条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、工事着手届出書により行うものとする。

（完了の届出等）

第17条 条例第19条第1項の規定による届出は、工事完了届出書により行うものとする。

- 2 条例第19条第2項の規定による検査の結果、市長が適合していないと認めるときは、許可事業者に検査済証不交付通知書を交付するものとする。

（設置許可の取消し）

第18条 条例第20条の規定による設置許可又は変更許可の取消しは、設置許可（変更許可）取消通知書により行うものとする。

（発電事業の開始の届出）

第19条 条例第21条の規定による届出は、発電事業開始届出書により行うものとする。

（維持管理等）

第20条 条例第22条第1項に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設については、土砂災害その他の災害の発生を防止し、又は生活環境等の保全における支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること。
- (2) 太陽光発電施設の周辺において土砂災害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、太陽光発電施設が損壊し、事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な対応を速やかに講じ、又は必要に応じ、地域住民等及び市長に対し情報提供できる体制が整備されていること。
- (3) 太陽光発電施設に第三者が容易に立ち入ることができないよう、柵塀等を設置すること。ただし、当該太陽光発電施設が当該発電事業を行おうとする者その他関係者以

外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合又は営農型太陽光発電施設が営農に支障があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 条例第22条第2項の規定による報告は、事故又は土砂災害その他の災害が発生した日から起算して30日以内に、事故等報告書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 太陽光発電施設の位置図及び配置図

(2) 事故状況写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(廃止の届出)

第21条 条例第23条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 現況写真

(2) 廃止後において行う措置を示した平面図

(3) その他市長が必要と認める書類

(地位の承継)

第22条 条例第25条第2項の規定による届出は、事業承継届出書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) 維持管理等計画書（当該計画書に変更がある場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

(指導及び助言)

第23条 市長は、条例第26条の規定による必要な指導及び助言をするときは、指導・助言通知書により通知するものとする。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(宇都宮市職員の身分を示す証票に関する規則の一部改正)

2 宇都宮市職員の身分を示す証票に関する規則（昭和47年規則第59号）の一部を次

のように改正する。

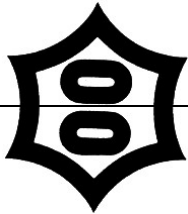
別表立入検査員証の項に次のように加える。

様式第 9 号の 5 の 1 4	宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例第 2 7 条第 2 項
------------------	--------------------------------------

別記様式第 9 号の 5 の 1 3 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 9 号の 5 の 1 4

(表)

写真 	第 号
	立 入 検 査 証
	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
上記の者は、宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例第 2 7 条第 2 項の規定により、立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	宇都宮市長 印

(裏)

宇都宮市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査等）

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、市長が定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別表（第 11 条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
1 ヘクタール以上 1.5 ヘクタール未満	4 メートル
1.5 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	5 メートル
5 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満	10 メートル
15 ヘクタール以上 25 ヘクタール未満	15 メートル
25 ヘクタール以上	20 メートル